



5 消安第 1415 号
令和 5 年 6 月 6 日

公益社団法人中央畜産会会長 殿

農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課長

抗生物質を含む牛肥育期用配合飼料の製造管理に関する指導について

平素より飼料の安全確保に御尽力いただき感謝申し上げます。

モネンシンナトリウムの牛肥育期用配合飼料への使用については、配合飼料中の抗生物質が不均一となり飼料の成分規格を満たさず、牛の健康被害及び畜産物への残留を生じることを防止する観点から、「サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛肥育期用飼料の取扱いについて」（昭和 61 年 2 月 20 日付け 61-1 農林水産省畜産局流通飼料課長通知）（以下「課長通知」という。）において、ヘイキューブの使用や原材料の形状について指導を行ってまいりました。

また、飼料の安全確保については、飼料の輸入、製造又は販売に係る事業者が自ら工程管理に重点を置いた手法を導入するための指針として、「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成 27 年 6 月 17 日付け 27 消安第 1853 号農林水産省消費・安全局長通知）（以下「GMPガイドライン」という。）を発出し、事業者に対し、GMPガイドラインに基づく工程管理の普及を推進してきたところです。

今般、配合飼料の混合技術が向上してきたことを踏まえ、製造事業場での工程管理及び品質管理において、ヘイキューブを使用した配合飼料等においてモネンシンナトリウムが均質に混合されることを自ら確認していることを条件として、モネンシンナトリウムの使用を可能とするよう課長通知を別紙のとおり改正しました。

上記改正に加えて、「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」（平成 19 年 4 月 10 日付け 18 消安第 13845 号農林水産省消費・安全局長通知）又は GMP ガイドラインに基づき管理が行われていることについて、独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長の確認を受けていない製造事業場においては、「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令等の施行について」（昭和 60 年 10 月 15 日付け 60 畜 B 第 2928 号農林水産省畜産局長・水産庁長官連名通知）又は「サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛用飼料の管理方法について」（昭和 63 年 5 月 11 日付け 63 畜 B 第 996 号農林水産省畜産局長通知）に定める管理を徹底していただきますよう、貴会会員（組合員）への周知をお願いします。

(参考：飼料関係団体送付先)

全国農業協同組合連合会代表理事理事長
協同組合日本飼料工業会会長
全国酪農業協同組合連合会代表理事会長
公益社団法人中央畜産会会長
一般社団法人中央酪農会議会長
全国肉牛事業協同組合理事長
全国開拓農業協同組合連合会代表理事会長
全国畜産農業協同組合連合会代表理事会長
一般社団法人 日本科学飼料協会理事長

事務連絡
令和5年6月6日

関係団体 御中

農林水産省消費・安全局
畜水産安全管理課飼料安全・薬事室
課長補佐（飼料検査指導班担当）

抗生物質を含む牛肥育期用配合飼料の製造管理に関する指導について
（留意事項）

平素より飼料の安全確保に御尽力いただき感謝申し上げます。

この度、モネンシンナトリウムが均質に混合されることを自ら確認していることを条件として、「サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛肥育期用飼料の取扱いについて」（昭和61年2月20日付け61-1農林水産省畜産局飼料課長通知）（以下「課長通知」という。）に基づく管理方法を見直しました。

今後、「抗菌性飼料添加物を含有する配合飼料及び飼料添加物複合製剤の製造管理及び品質管理に関するガイドラインの制定について」（平成19年4月10日付け18消安第13845号農林水産省消費・安全局長通知）又は「飼料等の適正製造規範（GMP）ガイドラインの制定について」（平成27年6月17日付け27消安第1853号農林水産省消費・安全局長通知）に基づき管理が行われていることについて、独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）の確認を受けている製造事業場において、改正後の課長通知に基づき、新たにこのような飼料の製造を検討される場合には、変更等の手続きが必要となる場合がありますので、センターにご相談いただきますようお願いいたします。

また、センターの確認を受けていない製造事業場におかれましては、当課の担当者にご相談いただきますようお願いいたします。

担当者：

畜水産安全管理課飼料安全・薬事室

飼料検査指導班 西村、奥富

電話：03-3502-8702

(別紙)

○ サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛肥育期用飼料の取扱いについて (昭和 61 年 2 月 20 日 61-1 農林水産省畜産局流通飼料課長) の一部改正新旧対照表

(下線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>サリノマイシンナトリウム等を含む牛肥育期用飼料の取扱いについて</p> <p>1 粗砕したヘイ又はストロークューブを原料とする牛肥育期用飼料には、サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム及びラサロシドナトリウム (以下「サリノマイシン等」という。) を含んではならないこととする (ただし、モネンシンナトリウムについては、飼料中に均質に混合されることを工程管理及び品質管理において確認している事業場が製造する場合を除く。)</p> <p>2 サリノマイシン等を含むことができる牛肥育期用飼料の形状については、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 粉状又はミール状の原材料 (以下「粉状等の原材料」という。) を主体とする牛肥育期用飼料</p> <p>サリノマイシン等は、粉状等の原材料に全量添加することとし、当該サリノマイシン等を添加した粉状等の原材料の設計上の配合割合を 50% 以上とする。</p> <p>また、サリノマイシンナトリウム等を添加する飼料にフレーク状のとうもろこし、大豆又は大豆油かすを配合する場合には、これらの設計上の配合割合を 30% 以下とし、かつ、飼料中 5mm 以下の通過するものの割合は 75% 以上とする (ただし、モネンシンナトリウムについては、飼料中に均質に混合されることを工程管理及び</p>	<p>サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含む牛肥育期用飼料の取扱いについて</p> <p>記</p> <p>1 粗砕したヘイキューブを原料とする牛肥育期用飼料には、サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム (以下「サリノマイシン等」という。) を含んではならないこととする。</p> <p>2 サリノマイシン等を含むことができる牛肥育期用飼料の形状については、次のいずれかとする。</p> <p>(1) 粉状又はミール状の原材料 (以下「粉状等の原材料」という。) を主体とする牛肥育期用飼料</p> <p>サリノマイシン等は、粉状等の原材料に全量添加することとし、当該サリノマイシン等を添加した粉状等の原材料の設計上の配合割合を 50% 以上とする。</p> <p>また、フレーク状のとうもろこし、大豆又は大豆油かすを配合する場合には、これらの設計上の配合割合を 30% 以下とする。更に、飼料中 5mm 以下の通過するものの割合は 75% 以上とする。</p>

品質管理において確認している事業場が製造する場合を除く。)。

(2) ペレット状の原材料を主体とする牛肥育期用飼料
サリノマイシン等はペレット状の原材料の1種類に全量添加することとし、当該サリノマイシン等を添加したペレット状の原材料の設計上の配合割合は50%以上とする。

また、サリノマイシンナトリウム等を添加する飼料に粉状等の原材料を配合する場合には、飼料中の粉状等のものの配合割合は5%以下とする(ただし、モネンナトリウムについては、飼料中に均質に混合されることを工程管理及び品質管理において確認している事業場が製造する場合を除く。)。

3 サリノマイシン等を含む牛肥育期用飼料であって尿素又はジウレイドイソブタンを原料とするものの表示の基準のうち、使用上の注意事項については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(5)のイの(ク)及び第1の4の(5)のウの(ウ)の規定がいずれも適用されることとなるので、この場合の使用上の注意事項については、次の文字を記載することとする。
(略)

附 則

この通知は、令和5年6月6日から施行する。

(2) ペレット状の原材料を主体とする牛肥育期用飼料

サリノマイシン等はペレット状の原材料の1種類に全量添加することとし、当該サリノマイシン等を添加したペレット状の原材料の設計上の配合割合は50%以上とする。

また、粉状等の原材料を配合する場合には、飼料中の粉状等のものの配合割合は5%以下とする。

3 サリノマイシン等を含む牛肥育期用飼料であって尿素又はジウレイドイソブタンを原料とするものの表示の基準のうち、使用上の注意事項については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令(昭和51年農林省令第35号)別表第1の1の(5)のイの(ク)及び第1の3の(5)のイの(イ)の規定がいずれも適用されることとなるので、この場合の使用上の注意事項については、次の文字を記載することとする。
(略)

・サリノマイシンナトリウム等を含む牛肥育期用飼料の取扱いについて（昭和 61 年 2 月 20 日 61-1 農林水産省畜産局流通飼料課長）

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令（昭和 60 年 10 月 15 日付け農林水産省令第 47 号）等の施行に伴い、サリノマイシンナトリウム又はモネンシンナトリウムを含むことができる対象飼料として牛肥育期用飼料が追加されたが、これらの飼料については、当分の間下記に留意の上、その取扱いに遺憾のないようにされたい。

記

- 1 粗砕したヘイ又はストローキューブを原料とする牛肥育期用飼料には、サリノマイシンナトリウム、モネンシンナトリウム及びラサロシドナトリウム（以下「サリノマイシン等」という。）を含んではならないこととする（ただし、モネンシンナトリウムについては、飼料中に均質に混合されることを工程管理及び品質管理において確認している事業場が製造する場合を除く。）。
- 2 サリノマイシン等を含むことができる牛肥育期用飼料の形状については、次のいずれかとする。
 - (1) 粉状又はミール状の原材料（以下「粉状等の原材料」という。）を主体とする牛肥育期用飼料
サリノマイシン等は、粉状等の原材料に全量添加することとし、当該サリノマイシン等を添加した粉状等の原材料の設計上の配合割合を 50%以上とする。
また、サリノマイシンナトリウム等を添加する飼料にフレーク状のとうもろこし、大豆又は大豆油かすを配合する場合には、これらの設計上の配合割合を 30%以下とし、かつ、飼料中 5mm ふるいを通過するものの割合は 75%以上とする（ただし、モネンシンナトリウムについては、飼料中に均質に混合されることを工程管理及び品質管理において確認している事業場が製造する場合を除く。）。
 - (2) ペレット状の原材料を主体とする牛肥育期用飼料
サリノマイシン等はペレット状の原材料の 1 種類に全量添加することとし、当該サリノマイシン等を添加したペレット状の原材料の設計上の配合割合は 50%以上とする。
また、サリノマイシンナトリウム等を添加する飼料に粉状等の原材料を配合する場合にあっては、飼料中の粉状等のものの配合割合は 5%以下とする（ただし、モネンシンナトリウムについては、飼料中に均質に混合されることを工程管理及び品質管理において確認している事業場が製造する場合を除く。）。
- 3 サリノマイシン等を含む牛肥育期用飼料であって尿素又はジウレイドイソブタンを原料とするものの表示の基準のうち、使用上の注意事項については、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和 51 年農林省令第 35 号）別表第 1 の 1 の (5) のイの (ク) 及び

第1の4の(5)のウの(ウ)の規定がいずれも適用されることとなるので、この場合の使用上の注意事項については、次の文字を記載することとする。

使用上の注意

- 1 生後おおむね6月を超えた肥育牛（搾乳中のものを除く。）以外には使用しないこと（特に馬に給与すると障害を起しやすいため注意すること。）。
- 2 新たにこの飼料を給与する場合は、最低3週間の期間をかけて、給与量を徐々に増加させていくこと。
- 3 生粕類と混合してこの飼料を給与すると、尿素が急激に分解され、家畜に生理上の障害をきたすおそれがあるので注意すること。
- 4 この飼料と他の飼料を併用する場合は、たん白質が過剰にならないよう配慮すること。

